

事業者募集要綱 「第6 審査方法」に定める
第一次審査提出書類の取扱いについて

第一次審査書類に含まれる資格審査書類の内、法人税納付証明書（地方税に係るものを含む。資格申請書類提出の日の3ヶ月前以降に交付されたもの）については、「募集要綱等に関する第一次質問に対する回答」中の記述に替え、次のとおりの取扱いとします。

【提出する証明書】

事業に応募する法人の国税に係る法人税納付証明書

事業に応募する法人の本社が所在する場所の地方税に係る法人税納付証明書

当該法人の支社が本事業に応募する場合は、 に加え、その支社が所在する場所の地方税に係る法人税納付証明書

事業に応募する法人の本社または支社以外の事業所については、地方税に係る法人税納付証明書に替え、地方税に係る納付書の写し、または納付の事実を確認できる一覧表等を添付した、当該法人による延滞等のない旨の確認書を提出することも可とする。なお、確認書の様式は自由とする。